⑵　第１の２⑷①の各項目の計算方法

ア　「有利子負債」

有利子負債＝借入金＋社債＋リース債務

イ　「信用度の高い有価証券等」

㋐　「信用度の高い有価証券等」に該当する資産

①　国債及び地方債

②　政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券）

③　特殊債（政府保証債を除く公庫等の特殊法人、独立行政法人及び政府出資のある会社の発行する債券）

④　金融債

⑤　格付機関による直近の格付符号が「ＢＢＢ」相当以上の債券を発行している会社の発行する全ての債券及び株式（日本国外において発行されているものを含む。）

⑥　証券取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行する全ての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債

⑦　証券取引所上場株式及び店頭公開株式並びに証券取引所上場会社の発行している非上場株式

⑧　外国証券取引所又は国内証券取引所の上場会社の発行する全ての株式及び上場債券発行会社の発行する全ての債券（日本国外において発行されているものを含む。）

⑨　外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券

⑩　日本国が加盟している条約に基づく国際機関又は日本国と国交のある政府若しくはこれに準ずるもの（州政府等）及びこれらの地方公共団体の発行する債券

⑪　日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券

⑫　その他主務官庁がこれらに準ずるものとした資産

ただし、⑤から⑪までに該当する債券又は株式であっても、当該債券又は株式が日本国外で発行された場合においては、その国の経済状況、当該債券又は株式の発行会社の財務内容、事業債の内容等について検討した結果、安全性に問題があると認められる場合（例えば、日本国外において発行された債券の発行地の政府が、当該債券についてデフォルトを行った場合等）は、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券としない場合がある。

また、客観的・合理的な評価方法で時価を算出できない場合においては、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券とはしないものとする。

㋑　評価額の計算方法

㋐①から⑫までに掲げた資産の評価額の計算方法は、次の①から⑤までに掲げる資産の種類ごとに、それぞれに定める方法とする。

①　国債　時価評価額に95パーセントを乗ずること。

②　政府保証債　時価評価額に90パーセントを乗ずること。

③　株式　時価評価額に70パーセントを乗ずること。

④　その他の債券　時価評価額に85パーセントを乗ずること。

⑤　㋐⑫に掲げる資産　主務官庁の判断する方法によること。

ウ　「運転資金」

運転資金＝売上債権＋棚卸資産－仕入債務

ただし、売上債権中の回収不能額、棚卸資産中の不良在庫等は控除するものとする。

また、金融業、商社等においては、営業行為そのものである貸付債権及び投資債権（延滞債権及び返済猶予、利息減免等の条件変更債権並びに倒産事業者等への債権等の回収可能性の低い債権を除く。）を、売上債権に準ずるものとみなす。

エ　「留保利益」

留保利益＝経常利益－法人税等－社外流出

なお、留保利益の計算に当たっては、次の㋐及び㋑に留意する。

㋐　「法人税等」とは、経常利益に対する法人税、住民税及び法人事業税をいい、その予想額の計算に当たっては、経常利益に法人税、住民税及び法人事業税の実効税率を乗じて計算することができる。

㋑　「社外流出」とは、配当等をいい、その予想額の計算に当たっては、計画申請時の予想数値を用いることとする。

オ　「引当金」

第１の２⑷①の「引当金」の計算については、次に掲げる引当金は含まないものとする。

㋐　賞与引当金

㋑　退職給付引当金

㋒　特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金

⑶　第１の２⑷②の各項目の計算方法

ア　「経常収入」

経常収入＝売上高＋営業外収益－売上債権増加＋前受金増加＋前受収益増加－未収入金増加－未収収益増加

イ　「経常支出」

経常支出＝売上原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用＋棚卸資産増加－仕入債務増加－減価償却費＋前渡金増加＋前払費用増加－貸倒引当金増加－未払金増加（未払い税金を含む。）－未払費用増加－引当金増加（特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金を除く。）

なお、ア及びイの項目中「増加」と記載されているものについては、前事業年度末から当該事業年度末にかけての当該項目の増加額（減少した場合には、当該減少額に－１を乗じた額）とする。

○経済産業省告示第百八十三号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月一日　　経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（回避可能費用単価） 第二条　平成二十六年三月三十一日以前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下この条において「改正法」という。）第二	（回避可能費用単価） 第二条　平成二十六年三月三十一日以前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下この条において「改正法」という。）第二